

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年4月24日認可した。

令和元年5月10日

香川県知事 浜田恵造

土地改良区分名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）棚田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）青池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東神内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）桶樋南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥の池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）忠吾池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業）下代地区